

平成19年度経営事項審査の申請方法

1. 審査の対象者

建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた熊本県内に主たる営業所を有する者

2. 審査の対象となる審査基準日

平成18年10月1日から平成19年9月30日まで

3. 審査日について

(1) 審査日については、ページの「経営事項審査日程表」(以下「日程表」という。)により実施します。

予備日については下記要件のいずれかを満たす場合について審査を行います。

上記「2」の審査基準日がある建設業者で平成20年1月18日(金)までに受審しなかった者

上記「2」の審査基準日がある建設業者で平成19年10月1日以降に新たに許可(業種の追加を含む)を取得した者

民事再生法等の手続中の者

(2) 審査日の予約

受審を希望する者は、所管の地域振興局土木部(熊本市内にあっては熊本土木事務所)に備え付けてある経営事項審査予約簿で審査日の予約をしなければなりません。

(3) 予約の方法

変更届出書(事業年度終了)を作成。(決算日から4か月以内。)

所管の地域振興局土木部(又は熊本土木事務所)に変更届出書(事業年度終了)を提出。

変更届出書(事業年度終了)受け付け後、備え付けの予約簿に予約。

予約簿では、決算月により受審日、受審会場が決まっています。自分が予約した日時・会場・予約番号を忘れずにメモしてください。

予約の受付は、審査日の2週間前に締め切ります。

審査基準日が平成19年8月1日から平成19年9月30日までの建設業者の場合は、前年度に提出した変更届出書(事業年度終了)の副本(受付済のものに限る。)を持参し、平成19年11月1日(木)から平成19年11月30日(金)までの間に予約してください。

新規設立法人又は新たに事業を開始した個人で、最初の決算が未到来の場合は、建設業許可申請書の副本及び許可通知書を持参し予約してください。

予備日の予約については、土木部監理課において受付を行います。予約受付は平成20年1月21日(月)から行います。

(4) 予約の期限

平成19年度の経営事項審査申請の予約は、平成19年11月30日(金)で終了します。その後の予約は監理課にご相談ください。

なお、合併等の特殊な経営事項審査については、日程表に関わらず審査を行いますので、予約等については監理課にご相談ください。

4. 審査業種

- (1) 審査基準日に許可を取得していなくても、申請日に許可を取得している業種は、経審を受審できます。
- (2) 受審業種は実績がなくても受審できます。ただし、県への「指名願い」については、直前2箇年の事業年度における工事実績がない業種については受付できません。
- (3) 許可がある業種について、全て受審する必要はありませんが、国・県・市町村等に指名願いを提出する業種については受審しないと指名願いは提出できませんので申請にあたっては十分に注意して下さい。

5. 経営状況分析の申請

経営事項審査を申請しようとする者は、同時に国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関に対して、経営状況分析の申請を行わなければなりません。

登録経営状況分析機関については、国土交通省ホームページ [<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/tourokukeiei.html>] に掲載してあります。

6. 経営事項審査

(1) 審査

上記3.により予約された審査日に指定審査場所へ、経営規模等評価申請書及びその他必要となる書類（ ～ ページ参照）を持参し、審査を受けることとなります。

(2) 手数料

次の算式により算出された金額となります。

ア 経営規模等の評価及び総合評定値（P）の通知にかかる手数料

$$8,500円 + (2,500円 \times \text{受審業種数})$$

(参考)

1業種の場合	11,000円
2業種の場合	13,500円
3業種の場合	16,000円
4業種の場合	18,500円
5業種の場合	21,000円
：	：

イ 総合評定値（P）の算式及び通知を希望しない場合

$$8,100円 + (2,300円 \times \text{受審業種数})$$

経営規模等評価の申請のみを行い、総合評定値を請求しないこともできますが、熊本県に指名願いを提出する場合又は熊本県が発注する工事を受注する場合は、総合評定値の通知を受けていることが必要となりますので、総合評定値の請求は必ず行ってください。

(3) 手数料の納付方法

上記(2)の金額の証紙を、経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙(証紙)貼り付け書」欄に貼り付けてください。

大臣許可業者の場合は、収入印紙

知事許可業者の場合は、熊本県収入証紙

(4) 審査日当日の出席者

当日は、次の方は必ず出席してください。

[知事許可業者]

代表者又は建設業許可上の経營業務管理責任者

経理事務担当者

《ただし、特にやむを得ない理由がある場合は、代表者に代えて、事業専従者(個人の場合)・常勤の取締役(法人の場合)が出席し、審査を受けることができます。なお、この場合、理由書(任意様式)を提出してください。》

[大臣許可業者]

次のいずれかの方

ア．代表者

イ．建設業許可上の経營業務管理責任者

ウ．事業専従者(個人の場合)・常勤の取締役(法人の場合)

エ．営業担当部長等役員に準じる者

経理事務担当者

7. 審査の完了

経営規模等評価申請書、経営事項審査添付書類等の内容を審査し、不備がない場合に審査完了とします。ただし、納税に未納がある場合は、審査は完了しません。(また、個人における所得税の延納申請をした場合も同様となります。)後日、納税が完納したことを証明する納税証明書が提出された時に審査完了となります。なお、経営事項審査は、審査が完了しただけでなく、結果の通知を受けなければ有効とはなりません。

8. 結果の通知

経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書は、申請者に対して郵送します。(原則として、審査が完了した月の翌月末に郵送します。)

なお、結果通知書が届いたら、申請内容と相違ないか必ず確認し、結果について異議がある場合は、結果の通知を受けた日から30日以内に申し出てください。

結果通知書は、再発行できませんので大切に保管してください。

9. 経営事項審査の結果の公表

申請者に対し送付した経営規模等評価の結果及び総合評定値は、通知した日の約1か月後からインターネットで順次閲覧することができます。

<アドレス> <http://www.ciic.or.jp/keisin/keyac.html>